

平成28年6月23日

保護者各位

福島県立いわき光洋高等学校
校長 廣瀬 敬彦

本校における主権者教育について

日頃より、本校の教育活動に対しまして、御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、昨年6月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、平成28年6月19日以後に公示・告示される選挙において、満18歳以上の生徒が有権者となることとなりました。

このことにより、本校に在籍する生徒においても18歳以上であれば、選挙権を有することから、昨年度から教科や特別活動において、民主政治及び公職選挙法に関する理解を深め、意欲的に社会参画する態度を養うとともに、主体的に様々な課題を解決していくことができるように指導してまいりました。

今年度は、まず7月10日において参議院選挙、続いて9月11日にいわき市議会議員選挙が予定されています。主体的に選挙権を行使することはもとより、選挙に対する適切な態度について、本校においても改めて指導してまいります。

つきましては、御家庭においても主権者としてのモラル・政治参加の在り方等について話題に取り上げていただければ幸いです。なにとぞ御理解と御協力をお願いします。

(事務担当 教頭 橋本忠広 TEL 0246-28-0301)